

「日本語教育の参照枠」補遺版（はじめに、第I章）の骨子（案）

はじめに

- 令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）では、第1条において、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」が目的として掲げられた。また、同法第22条においては、「日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発・普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずる」旨の規定が盛り込まれた。
- 政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を令和2年6月に閣議決定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例などの内容等を定めた。
- この中で、「ヨーロッパ言語共通参照枠(2001) (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」（以下、CEFR2001という。）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を検討・作成することが具体的施策例の中に盛り込まれた。
- これを受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、国内外における多様な日本語学習者に対する日本語能力の評価に対応できる、国としての共通の指標等が示されていないという現状と課題を受け、「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月、文化審議会国語分科会）の取りまとめを行った。
- 「日本語教育の参照枠（報告）」は、日本語教育の質の向上を通して共生社会の実現に寄与することを目的とし、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みである。
- 本報告は、日本語教育に関わる全ての者を対象とし、国内外における日本語教育の質の向上を通して、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月公布・施行）で掲げられている「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」に寄与するため、昨今の国内外の日本語教育を巡る状況を踏まえ、「ヨーロッパ言語共通参照枠補遺版（2020） (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching,

assessment Companion Volume)」(以下、CEFR2020 という。)で示されている考え方や指標などを「日本語教育の参照枠」に補遺することを目的として取りまとめを行った。

- (「日本語教育の参照枠(報告)」補遺版の構成と内容についての説明。)

I 「日本語教育の参照枠(報告)」補遺版の検討経緯

1. 「日本語教育の参照枠(報告)」取りまとめ以降の日本語教育をめぐる状況

- 我が国の在留外国人数は、令和4年末に307万人を超え過去最高を更新した。外国人留学生については、令和元年に30万人を超えたものの、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の影響等により、約23万人(令和4年5月)となったが、中長期的には増加傾向にある。外国人労働者数は約182万人(令和4年10月末)となり、過去最高を更新し、少子高齢化による労働力不足を背景として、今後も増加が予想される。
- このような状況の中、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は、共生社会実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年決定、令和5年一部変更)を取りまとめた。令和5年6月には、単年度に実施すべき施策を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改定され、府省庁において様々な施策が実施されている。
- 「日本語教育の参照枠(報告)」の取りまとめ後、日本語教育小委員会は、言語能力記述文(Can do)をもとにしたカリキュラム開発の方法などを示した「日本語教育の参照枠」の活用のための手引(令和4年1月)を取りまとめた。
- 文化審議会国語分科会においては、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月)を取りまとめた。加えて、同報告の別冊として約800項目の生活分野における言語能力記述文(Can do)を示した「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」一覧を取りまとめるなど、「日本語教育の参照枠」活用促進のための取組が進んでいる。
- 「日本語教育の参照枠(報告)」(p.71)では、今後、検討が必要な課題として10の観点を挙げるとともに、CEFRは開発から20年以上が経過した現在でも、検証・見直しが行われており、社会の変化に応じて言語及び使用場面も変わってくることから、CEFR2020の分析及び参照を行い「日本語教育の参照枠」の改定が必要かどうかについて検討を行う、としている。

- 欧州評議会では、全ての人に質の高い教育を提供し、民主主義を維持・発展させることを目的とした CEFR2001 を公開した後、CEFR2001 の要点について利便性を高めた形で再提示するとともに、CEFR2001 公開以降の外国語教育分野における研究成果を踏まえ

た言語能力観や言語能力記述文 (Can do) を更新、追加した「ヨーロッパ言語共通参照枠補遺版 (2018) (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion Volume)」を公開し、2020 年にその改定版である CEFR2020 を公開した。

- 在留外国人数、外国人留学生数、外国人労働者数の全てが増加傾向にある中、社会の様々な場面で多様な人々がお互いを理解し合い、社会の担い手として共に活躍していくための日本語能力とはどのようなものかを明らかにし、そのための日本語教育の在り方を示していく必要がある。
- 上記のような国内外の日本語教育を巡る状況を踏まえ、さらなる日本語教育の質の向上と共生社会の実現推進に向けて、CEFR2020 を参照し「日本語教育の参照枠 (報告)」補遺版の取りまとめを行うこととする。

2. 「日本語教育の参照枠」 (報告) 取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等

(1) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ (令和 4 年決定、令和 5 年一部変更)

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」は、外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に開催された外国人との共生社会の実現のための有識者会議から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すものである。
- このロードマップでは、令和 8 年度までを対象期間とし、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくために、三つのビジョンと取り組むべき中長期的な課題として、四つの重点事項を示している。

3つのビジョン

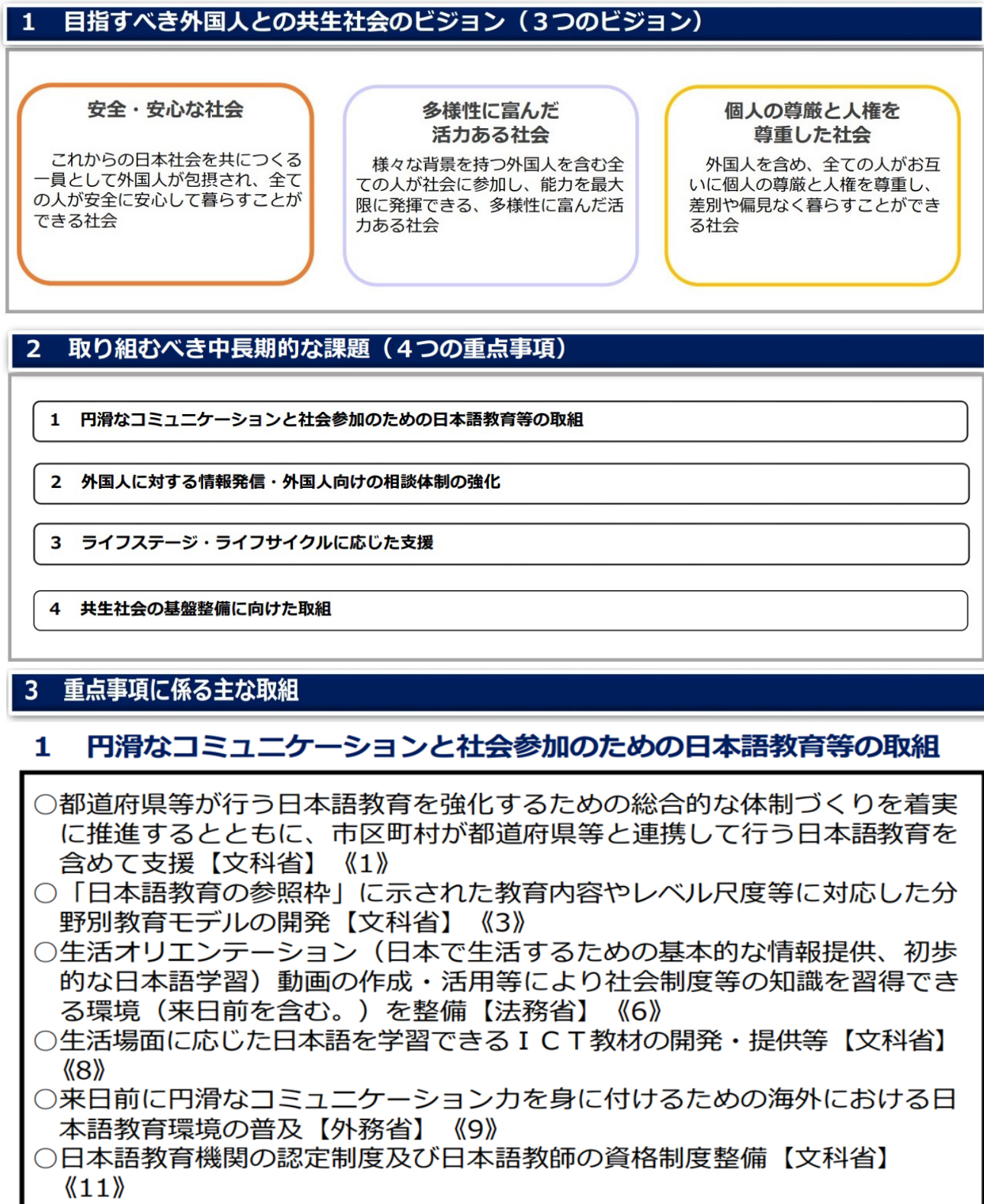
安心・安全な社会/多様性に富んだ活力ある社会/個人の尊厳と人権を尊重した社会

4つの重点事項

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取り組み
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取り組み

日本語教育に関する取組は、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」として、1 番目に掲げられている(図 1)。

図1：外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ
 （令和4年決定、令和5年一部変更）（概要）抜粋



(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。
- 令和4年度から総合的対応策は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定を踏まえ、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策も示している。
- この中で、基本的な考え方として、「（外国人材の受入れ環境整備に当たっては）受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である」と示されており、共生社会の実現には日本人と外国人の双方の理解と努力が必要としている。

3. CEFR2020 の概要及びキーコンセプト（鍵となる考え方）

(1) CEFR2020 の概要

- CEFR2020 は、CEFR2001 の要点を利用者に対する利便性を高めた形で再提示とともに、CEFR2001 公開以降の外国語教育分野における研究成果を踏まえた言語能力観や言語能力記述文 (Can do) についての妥当性検証のための調査を踏まえて更新、追加したものである。しかし、CEFR2001 の内容は全編に渡って現在も有効であり、その内容を訂正するものではなく、あくまでも補遺するものである。
- 取りまとめの目的 (CEFR2020 第1章 p. 21)
 - ・ CEFR2001 年版が非常に複雑な文章であり、多くの言語教育実践者にとってアクセスし難いという意見に応えること。
 - ・ 第二言語/外国語学習及び複言語・複文化教育の質の向上を推進するために CEFR を精緻化すること。
- 取りまとめの焦点 (CEFR2020 第1章 p. 22)
 - ① 2001 年版では欠けていた仲介及び複言語・複文化能力の言語能力記述文 (Can do) の追加
 - ② Pre-A1 レベルの制定
 - ③ 「聞く」と「読む」の尺度の精緻化、「オンラインでのやり取り」「通信機器の利用（やり取り）」「文学的テキスト（読むこと/仲介）」の追加
 - ④ A1 レベルと C レベル、特に C2 レベルの改訂
 - ⑤ 言語能力記述文 (Can do) のジェンダー的な中立、「母語・母語話者」という表現の言い換え、「話者/手話使用」といった示し方の提示

(2) 補遺された内容

○ CEFR20200 で新たに補遺された内容については、表1、表2の通りである。

表1 更新・追加された言語能力記述文 (Can do)

	CEFR2001における 言語能力記述文の 枠組みの有無	CEFR2001における 言語能力記述文の 有無	CEFR2020で更新した 言語能力記述文の 有無	CEFR2020で追加した 言語能力記述文の 有無
コミュニケーション言語活動				
受容				
聞くこと	✓	✓	✓	
読むこと	✓	✓	✓	
産出				
話すこと(発表)	✓	✓	✓	
書くこと	✓	✓	✓	
やり取り				
話すこと(やり取り)	✓	✓	✓	
書かれた言葉によるやり取り	✓	✓	✓	
オンラインによるやり取り				✓
仲介				
テキストの仲介	✓			✓
概念の仲介	✓			✓
コミュニケーションの仲介	✓			✓
コミュニケーション言語方略				
受容	✓	✓	✓	
産出	✓	✓	✓	
やり取り	✓	✓	✓	
仲介				✓
複言語・複文化能力				
複文化的なレパートリーの構築	✓			✓
複言語の理解	✓			✓
複言語的なレパートリーの構築	✓			✓
コミュニケーション言語能力				
言語能力	✓	✓	✓	✓ (音韻論)
社会言語能力	✓	✓	✓	
言語運用能力	✓	✓	✓	
手話能力				
言語能力				✓
社会言語能力				✓
言語運用能力				✓

表2 言語能力記述文 (Can do) の更新・追加のまとめ

CEFR2020で取り扱われている内容	コメント
Pre-A1	CEFR2001、第3章5節の冒頭で述べられた、A1レベルへの途上にあるこの習熟度帯の言語能力記述文が、オンラインでのやり取りを含む多くの尺度(カテゴリー)に提供されている。
CEFR2001で公開されている言語能力記述文の変更	CEFR2001の第4章4節「コミュニケーション言語活動と方略」、第5章2節「コミュニケーション言語能力」における既存の言語能力記述文の実質的な変更のリストは付録7(※)にある。言語能力記述文がジェンダー的に中立であり、モダリティ(言語様式)を包含する(手話へも適用する)ことを確実にするために、その他の様々な小さな語句の変更がなされた。
C2レベルの言語能力記述文の変更	付録7のリストで提案されている変更の多くは、CEFR2001に含まれるC2レベルの言語能力記述文に関するものである。非常に完璧な言語能力記述のいくつかの例は、C2レベルの使用者/学習者の能力をよりよく反映するように調整された。
A1~C2レベルの言語能力記述文の変更	その他の言語能力記述文についても、いくつかの変更が提案されている。単なる技術の変化(例:はがきや公衆電話への言及)を理由とした言語能力記述文の変更は行わないこととした。CEFR2001「音素の把握」の尺度(カテゴリー)は置き換えられた(下記参照)。主な変更は、言語能力記述文を手話に等しく適用できるように、モダリティ(言語様式)を包含するようにしたことである。また、「母語話者」による言語的適応を行うこと(行わないこと)に言及する特定の言語能力記述文についても変更が提案されている。というのも、この用語(「母語話者」)はCEFR2001が発表されて以来、論争的になっているからである。
プラス(+)レベル	プラスレベル(例:B1+, B1.2)の記述が強化された。プラスレベルについては、付録1およびCEFR2001セクション第3章5節及び第3章6節を参照のこと。
音韻論	「音素の把握」の尺度(カテゴリー)は、「調音」と「韻律的特徴」に焦点を当て、再開発された。
仲介	仲介に対するアプローチは、CEFR2001で提示されたものよりも幅広い。テキストを媒介する活動に焦点を当てることに加え、概念を媒介する、コミュニケーションを媒介するための尺度(カテゴリー)が用意されており、合計19の尺度(カテゴリー)が媒介活動に関するものである。仲介方略(5つの尺度(カテゴリー))は、仲介の準備ではなく、その過程で用いられる方略に関するものである。
複文化	「複文化レパートリーの構築」という尺度(カテゴリー)は、コミュニケーションの状況における複文化能力の使用を描写するものである。従って、焦点となるのは知識や態度ではなく技能である。この尺度(カテゴリー)は独自に開発されたものだが、既存のCEFR2001の尺度(カテゴリー)「社会言語的な適切さ」と高い一貫性を示している。
複言語	「複言語レパートリーの構築」の尺度(カテゴリー)における各言語能力記述文のレベルは、その組み合わせにおける弱い言語の機能レベルである。尺度の使用者は、どの言語が関係しているかを明示的に示したほうがよいだろう。
関連する言語の明示	特定の文脈における実用的な使用のために言語能力記述文を最適化させる方法の一つとして、以下の尺度(カテゴリー)については、関連する言語を明示することを推奨する。 - 言語間の仲介(特にテキストの仲介) - 複言語の理解 - 複言語レパートリーの構築
文学	創造的な文章や文学に関連する3つの新しい尺度(カテゴリー)がある。 - 余暇活動としての読書(純粋に受容的なプロセス。CEFRに基づく言語能力記述文の他のセットから引用。) - 創造的なテキストに対して個人的な感想を表現すること(より知的でない低いレベル) - 創造的なテキストの分析と批評(より知的で高いレベル)。
オンライン	新たに以下の2つの尺度(カテゴリー)が設けられた: - オンライン会話と議論 - 目標達成のためのオンライン上の業務処理と共同作業 この2つの尺度(カテゴリー)は、ウェブ使用における典型的なマルチモーダルな言語活動に関するもので、相手からの返答の確認、やり取りだけでなく、双方向的な話し言葉でのやりとりや長時間の作業、チャット(話し言葉、書き言葉)の利用、ブログやディスカッションへの長い文章での投稿、他のメディアの埋め込みなどが含まれる。
その他の言語能力記述文の尺度(カテゴリー)	CEFR2001では欠落していた、新しい尺度(カテゴリー)の提供。言語能力記述文はCEFRに基づく他のセットから引用した。 - 通信機器の利用(やり取り) - 情報を与える(発表)
新しい言語能力記述文とCEFRレベルとの調整	新しい言語能力記述文のレベルは、CEFRのレベルの基礎となっている数学的尺度に関する先行研究に基づいて正式に検証されている。
手話	言語能力記述文はモダリティ(言語様式)を包含するように記述された。さらに、手話能力に特化した14の尺度(カテゴリー)が含まれている。これらはスイスで行われた研究プロジェクトで開発された。
並行するプロジェクト	
年少の学習者	ヨーロッパ言語ポートフォリオ(ELPs)の、それぞれ7~10歳、11~15歳の2種類の年齢層向けの言語能力記述文との照合が提示されている。現時点では、CEFR2020で示した新しい言語能力記述文と関連づけられた年少の学習者のための言語能力記述文はないが、年少の学習者との関連性が示されている。

※CEFR2020、付録7の変更点は「日本語教育の参照枠(報告)」に掲載した言語能力記述文に反映されている。

(3) CEFR2001、CEFR2020 のキーコンセプト（鍵となる考え方）

① 目的

- ・言語教育の質的な改善とヨーロッパ的な開かれた複言語的市民の育成。
- ・同時に、共通の基準点を示し、能力レベルの使用などについて責任を持つ。
- ・標準化ツールではなく、教育改革プロジェクトを促進するためのツールである。

② 行動中心アプローチの導入

- ・言語の使用者/学習者を「社会的存在」とみなす。
- ・課題（task）を言語能力記述文（Can do）として示し、学習過程に組み込む。
- ・協働して課題（task）に取り組むことを通して、複言語・複文化能力を育成する。

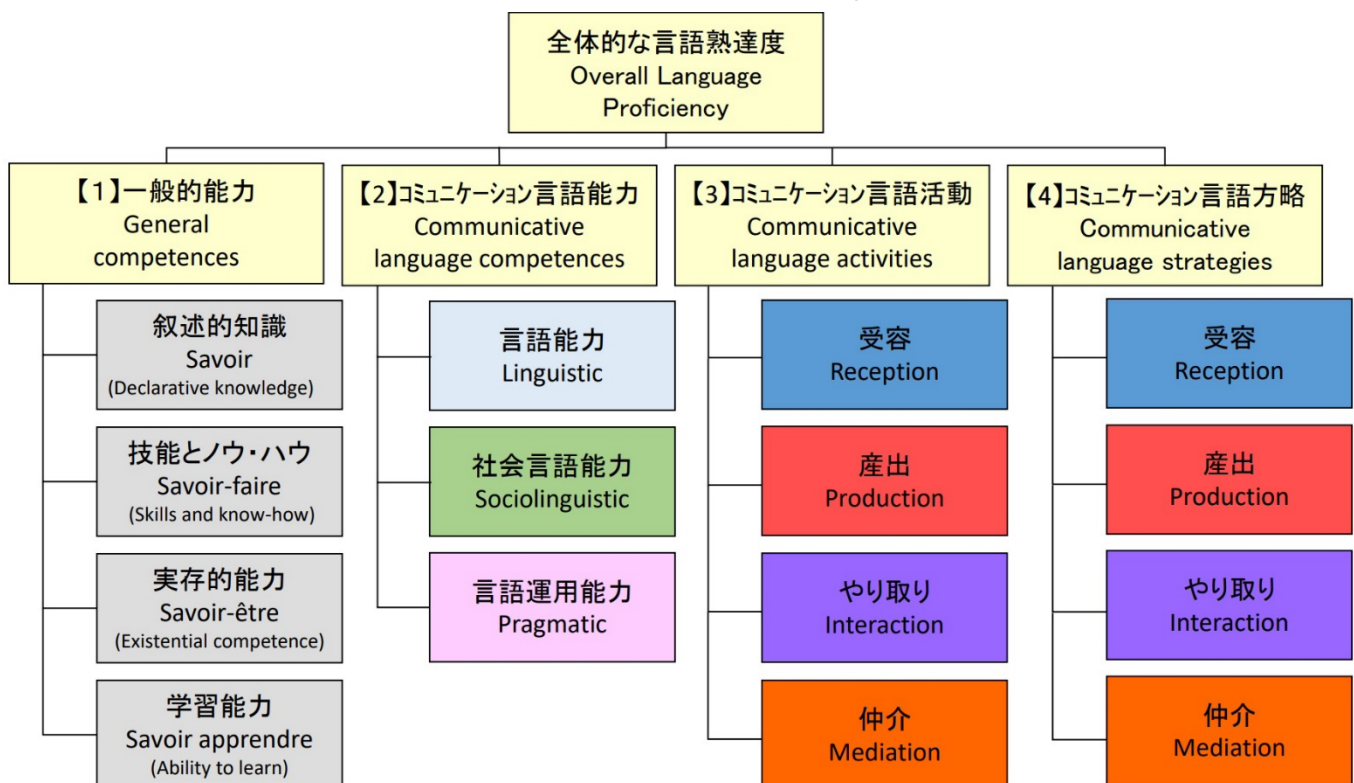
③ 複言語・複文化能力

- ・複言語・複文化能力とは、相互に関連する不均一な複数の言語・文化的な経験を持ち、言語を用いてコミュニケーションし、文化的な対応を行う柔軟な能力である。
- ・複言語・複文化能力は一般的能力や方略と結びつけて用いられる。
- ・複言語・複文化能力についての分類については FREPA/CARAP 参照。

④ CEFR の構成

- ・言語的な課題（task）は、図1の【1】～【4】の能力を結び付け、多くの場合、他者との協働的な作業を経て達成される。
- ・コミュニケーション言語活動/方略は受容（聞くこと、読むこと）、産出（話すこと（発表）、書くこと）、やり取り（話すこと（やり取り）、書くこと）、仲介の四つに整理できる。

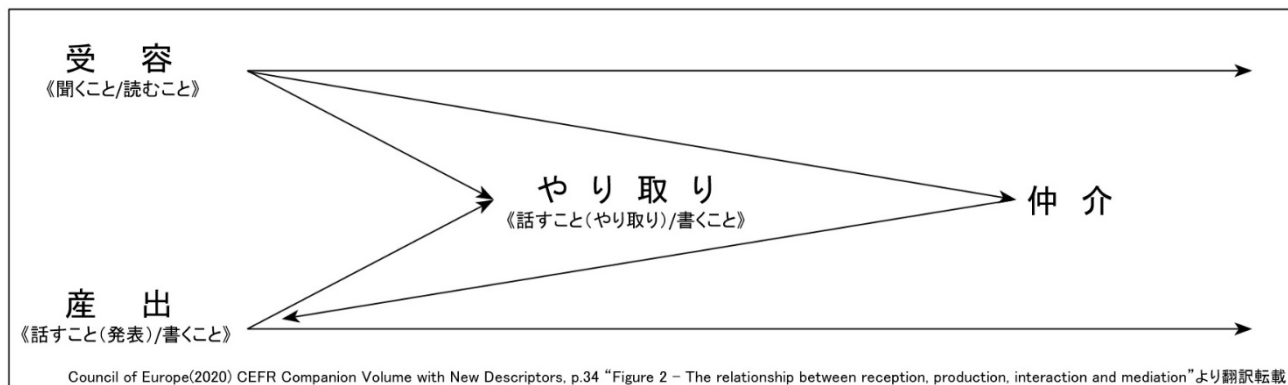
図1 CEFR の記述スキームの構造



Council of Europe(2020) CEFR Companion Volume with New Descriptors, p.32 “Figure 1 – The structure of the CEFR descriptive scheme”より翻訳転載

- ・図2は、受容、産出、やり取り、仲介四つの言語活動の関係を表している。受容と産出は話し言葉と書き言葉に分けられ、4技能（聞くこと、読むこと、話すこと（発表）、書くこと）に整理できる。やり取りには受容と産出が含まれるが、その総和以上の能力である。仲介は受容と産出を含み、多くの場合、やり取りも含まれる。

図2 受容、産出、やり取り、仲介の関係



⑤ 仲介

- ・仲介は、言語1から言語2へといった言語横断的な仲介（テキストの仲介：通訳、翻訳）だけでなく、要約など同じ言語間の仲介もある。
- ・CEFR2020では、テキストの仲介のほかに、概念（コンセプト）の仲介、コミュニケーションの仲介についての言語能力記述文（Can do）が示された。
- ・概念（コンセプト）の仲介とは、グループでの協働的な作業の中で議論を調整、整理したり、新たな意味や関係性を構築したりする言語活動である。
- ・コミュニケーションの仲介とは、異なる社会・文化的背景を持つ者同士のコミュニケーションを取り持ち、円滑化を促す言語活動である。

⑥ 共通参照レベル

- ・言語の熟達度は連続体であり、虹の色のようにその境界は曖昧であるが、CEFRではそれを単純化した六つの色（レベル）で示している。
- ・CEFR2020では、スイスのリンガレベルプロジェクトと日本のCEFR-Jプロジェクトの言語能力記述文（Can do）をもとにPre-A1レベルを設定した。両者はともに小中学生に対する外国語学習を対象としている。
- ・共通参照レベルについて、利用する際は各レベルを細分化して用いることができる。

⑦ プロファイル

- ・プロファイルとは、言語の使用者/学習者個人における言語活動ごと、複言語能力について複雑かつ部分的に発達した言語能力像（横顔）¹のことを指し、特定の言語使用者の個別ニーズを分析・実現するために有益である。
- ・共通参照レベルは、熟達度を確認するために言語能力を単純化したものである。CEFRに多くの言語能力記述文（Can do）があるのは、学習者一人ひとりの複雑な言語能力像を描写するためである。

¹ プロファイルの事例は、CEFR2020、p.38-40の図6-10参照。「日本語教育の参照枠」におけるプロファイルにあたるものとしては、同参照枠p.18の図2参照。

⑧ CEFR の言語能力記述文 (Can do)

- ・言語能力記述文 (Can do) は包括的なものではなく、あくまでも例示的なものである。また、評価の道具としてのみ使われることを意図するものではなく、異なるレベルでの能力のイメージを提供することを目的としており、その意味においても例示的である。
- ・言語能力記述文 (Can do) を教員が利用する場合、共通参照レベルが付与されている言語能力記述文 (Can do) をもとに、他の教員とお互いの教育実践についての振り返りが可能である。
- ・このような言語能力記述文 (Can do) が持つメタ言語的な機能は、教員グループにおける実践共同体のネットワークの発展にも貢献することができる。

⑨ CEFR の言語能力記述文 (Can do) の利用

- ・言語能力記述文 (Can do) の主な役割は、カリキュラム、教育実践、評価についての調整を補助することであり、利用する際には、活動 Can do と能力 Can do²を区別して扱うことが重要である。
- ・学習者と教師は、表 5 で示す通り、言語能力記述文 (Can do) を異なる目的で用いる。

表 5 言語能力記述文 (Can do) の異なる使用目的

	言語の使用者/学習者が何ができるか (CEFR2001 第4章)	言語の使用者/学習者がどのくらいよく できるか(CEFR2001 第5章)	関係する人
精緻な利用法	カリキュラム編成のための 活動Can doの利用	診断的な評価、試験作成のための 能力Can doの活用	カリキュラム編成者、教員
シンプルな利用法	学習者による学習目標のための 活動Can doの利用	自己評価のための 能力Can doの活用	学習者、保護者、雇用主など

² 言語能力記述文 (Can do) には、活動、方略、テキスト、能力の四つの種類がある。詳細については、「日本語教育の参照枠 (報告)」 p.13 を参照。」

コラム：「成人移民の言語統合のためのリテラシーと第二言語学習」

(Reference guide on Literacy and Second Language Learning for the Linguistic Integration of Adult Migrants: LASLLIAM)
 が示す識字教育としての外国語教育のための言語能力記述文 (Can do) について

- 本報告 (LASLLIAM) は、非識字または低識字の成人移民のための質の高い学習をサポートし、社会的包摂、教育と雇用へのアクセスを促進するために、専門家のグループと欧州評議会教育局によって 2022 年に公開された。
- 非識字または低識字である成人移民は、初めて読み書きを学ぶか、基本的な識字能力を身に付けながら第二言語を学ぶ必要があるため、必要な言語レベルに到達するのに一般的な学習者よりも多くの学習時間が必要となるが、これまでこのような特定のニーズはあまり考慮されることがなかったため、本報告が取りまとめられた。
- 本報告では CEFR2020 では明示的に取り扱われていない識字教育に取り組む方法を示すとともに、4つのレベルとそれに対応する言語能力記述文 (Can do) や、技術的なリテラシー、デジタルスキルなどについての能力記述文を示している。

- 本報告における 4つのレベル

本報告では CEFR2020 で示している Pre-A1 レベルの下にさらに 2段階のレベルの設定し、4つのレベルを示している。これは、非識字または低識字である成人移民の言語学習の熟達を丁寧に把握するためである。

LASLLIAM 4	A1	↑ 高 ↓ 低
LASLLIAM 3	Pre-A1	
LASLLIAM 2		
LASLLIAM 1		
LASLLIAM	CEFR2020	

- 日本語教育においても、同様の特定ニーズは移民、避難民に対する日本語教育等で想定され、識字教育としての視点について考慮する必要がある。

言語能力記述文

技術的なリテラシー (読むこと)

LASLLIAM 4: 文を理解する補助として、句読点を理解できる。

LASLLIAM 3: 短くて単純な構造の文を読むことができる。

LASLLIAM 2: よく使われる様々なフォントや印刷形式 (斜体など) を認識できる。

LASLLIAM 1: 練習した単語の大文字と小文字を区別できる。

産出 (書くこと)

LASLLIAM 4: 簡単な言葉を使い、個人的な情報 (家族や好き嫌いなど) を書くことができる。

LASLLIAM 3: 辞書を見ながら、簡単な個人情報 (氏名、国籍など) を書くことができる。

LASLLIAM 2: 練習した上でなら、簡単な個人情報 (氏名、国籍など) を書くことができる。

LASLLIAM 1: 簡単な個人情報 (氏名、国籍など) を書き写すことができる。

関連ウェブサイト <https://www.coe.int/en/web/lang-migrants>

コラム：「民主的な文化への能力のための参照枠」
(Reference Framework of Competences for Democratic Culture: RFCDC)
が示す能力記述文と複文化能力との関係

- 「「日本語教育の参照枠」の活用のため手引き」のコラムで紹介した「民主的な文化への能力」(Competences for Democratic Culture: CDC)には続編がある。
- 続編は、「背景、概念及びモデル」「民主的な文化への能力のための能力記述文」「実施の手引き」の3分冊に分かれており、第2分冊で447項目(主要な項目として示している135項目を含む)の能力記述文を示している。
- 第2分冊では、能力記述文を「価値観」「態度」「スキル」「体系的な知識と批判的な理解」の四つに分け、初級、中級、上級の3段階で示している。
- CEFR2020では、複言語・複文化教育のために活用できるリソースとして「民主的な文化への能力のための参照枠」を挙げているほか、「民主的な文化への能力のための参照枠」で示した能力記述文が仲介の言語能力記述文(Can do)の元となった。
- CEFR2020の仲介についての言語能力記述文(Can do)の元となったと考えられる能力記述文として、以下のような項目がある。

第2分冊：「スキル」15.言語、コミュニケーション、複言語の機能

主要 92 上級：異文化交流の中で、翻訳、通訳、説明などの言語的な仲介ができる。
主要 93 上級：異文化間の誤解をうまく回避することができる。

CEFR2020 第3章4節 仲介「コミュニケーションの仲介、複文化的空間の促進」

CI：異文化間コミュニケーションの場面において仲介役となり、曖昧さを調整しつつ、アドバイスやサポートを行い、誤解を回避することでコミュニケーションの促進に貢献することができる。

- 日本語の使用場面においても多様な背景の人々が協働して作業を進めていく際に、コミュニケーションの仲介は重要であり、日本語教育においてもこのような能力育成について検討していく必要がある。
- 日本語教師や日本語教育コーディネーターにもこのような能力が求められ、そのための研修を設計し実施できる人材の育成についても重要な課題である。

全文は欧州評議会のウェブサイトより閲覧可能

[Reference Framework of Competences for Democratic Culture - Democratic Schools for All \(coe.int\)](https://www.coe.int/en/web/rfcdc)

4. 「日本語教育の参照枠」補遺版取りまとめの方針

(1) これまでに示された日本語教育に係る法律や方針等を踏まえた日本語教育の在り方

- 本報告で示す日本語教育の在り方は、以下の法律や方針を踏まえて検討する。
 - ① 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）
「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」
 - ② 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和 2 年 6 月閣議決定）
「日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにする」
 - ③ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和 4 年決定、令和 5 年一部変更）
「安心・安全な社会/多様性に富んだ活力ある社会/個人の尊厳と人権を尊重した社会」
「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取り組み」
 - ④ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）
「（外国人材の受入れ環境整備に当たっては）受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である」

(2) 「日本語教育の参照枠」補遺版取りまとめの方針

- 本報告では、これまでに示された日本語教育に係る法律や方針等を踏まえ、「日本語教育の参照枠（報告）」で示した通り、社会的存在である日本語学習者が、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮していくためには、言語・文化の相互理解、相互尊重に加え、「課題³」に対して多様な人々が取組を進める中で新たな価値を創造していくことが「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」に資すると考える。
- 日本語を使用してこのような取組を進めていくためには、コミュニケーションの円滑化が不可欠である。そのためには、コミュニケーションを行う相手の文化的、社会的な背景を理解すること、様々な方法を用いて自分の考えを伝えること、伝えられた内容の理解を図ることについて学ぶ必要がある。

³ ここで挙げる「課題」とは、解決すべき社会的な問題、個人またグループが遂行すべき課題（task）や達成すべき目標といったものを想定している。

- また、コミュニケーションの円滑化を進める際には、何らかの手助けが必要な場合も多く、人や機械、通信機器等による通訳や翻訳といった言語的な手助けのほか、より平易な表現に言い換えて伝えることなどがある。また第三者が、社会的、文化的な背景について追加的に説明したり、異なる考え方や意見を調整したりするといったことも考えられ、このような何らかの手助けを活用する方法を学ぶことも重要である。
- 本報告では、このような点を踏まえ、CEFR2020 で示された考え方や指標の中から、複言語・複文化能力、仲介、方略のほか、近年発展著しいオンラインにおけるコミュニケーションについて、できる限り日本語教育における事例を挙げながら示す。
- 外国人を受け入れる日本人の側についても、同じ社会で生活する日本語使用者として、お互いの言語・文化を理解し、尊重していくことが大切である。そこで、本報告では、日本語教育の文脈から、日本語教師、日本語学習者、支援者、日本語教育コーディネーターなど、日本語教育に関わる人々に求められる共生社会の実現のための資質や能力について示すこととする。
- CEFR2020 で示された複言語・複文化能力については、「日本語教育の参照枠（報告）」が CEFR2001 を日本語教育の文脈に捉え直したもの（複言語能力については、例えば、漢字圏の学習者が漢字についての知識を活用して日本語学習を進めるなど、あくまでも日本語学習において活用されるという位置づけ）であることを踏まえ、特に複文化能力に注目し、これを異文化間能力と言い換えて示す。
- 複文化能力を異文化間能力としたのは、近年の研究⁴では、複文化能力と異文化間能力がほぼ同じ用語として扱われることが多く、欧州評議会の関連ウェブサイト⁵でも「複言語能力及び異文化間能力 (Plurilingual and intercultural education)」と示されているためである。
- 本報告では、CEFR2020 の内容について、主にその考え方を中心に示すこととする。CEFR2020 で示された言語能力記述文 (Can do) の数は膨大であるため、個別の言語能力記述文 (Can do) については、CEFR2020 の原典⁶を参照するものとする。

⁴ 事例として以下の研究等を参照

Lenz P. and Berthele R. (2010), “Assessment in plurilingual and intercultural education”,
Satellite Study No. 2 accompanying <https://rm.coe.int/16805a1e55>

Beacco J.-C. et al. (2016a), Guide for the development and implementation of curricula for plurilingual and intercultural education, Language Policy Unit, Council of Europe, Strasbourg, <https://rm.coe.int/16805a1e55>

⁵ [ECML/CELV > Thematic areas > Plurilingual and intercultural education](https://ecml.eu/ECML/CELV/Thematic_areas/Plurilingual_and_intercultural_education), <https://carap.ecml.at/>
<https://www.coe.int/en/web/platform-plurilingual-intercultural-language-education> 参照

⁶ [16809ea0d4 \(coe.int\)](https://www.coe.int/en/web/platform-plurilingual-intercultural-language-education) 参照

【参考：第Ⅱ章、第Ⅲ章の構成（案）】

Ⅱ 「日本語教育の参照枠」補遺版について

1. 言語教育観の捉え直し

(1) 日本語学習者を社会的存在として捉える

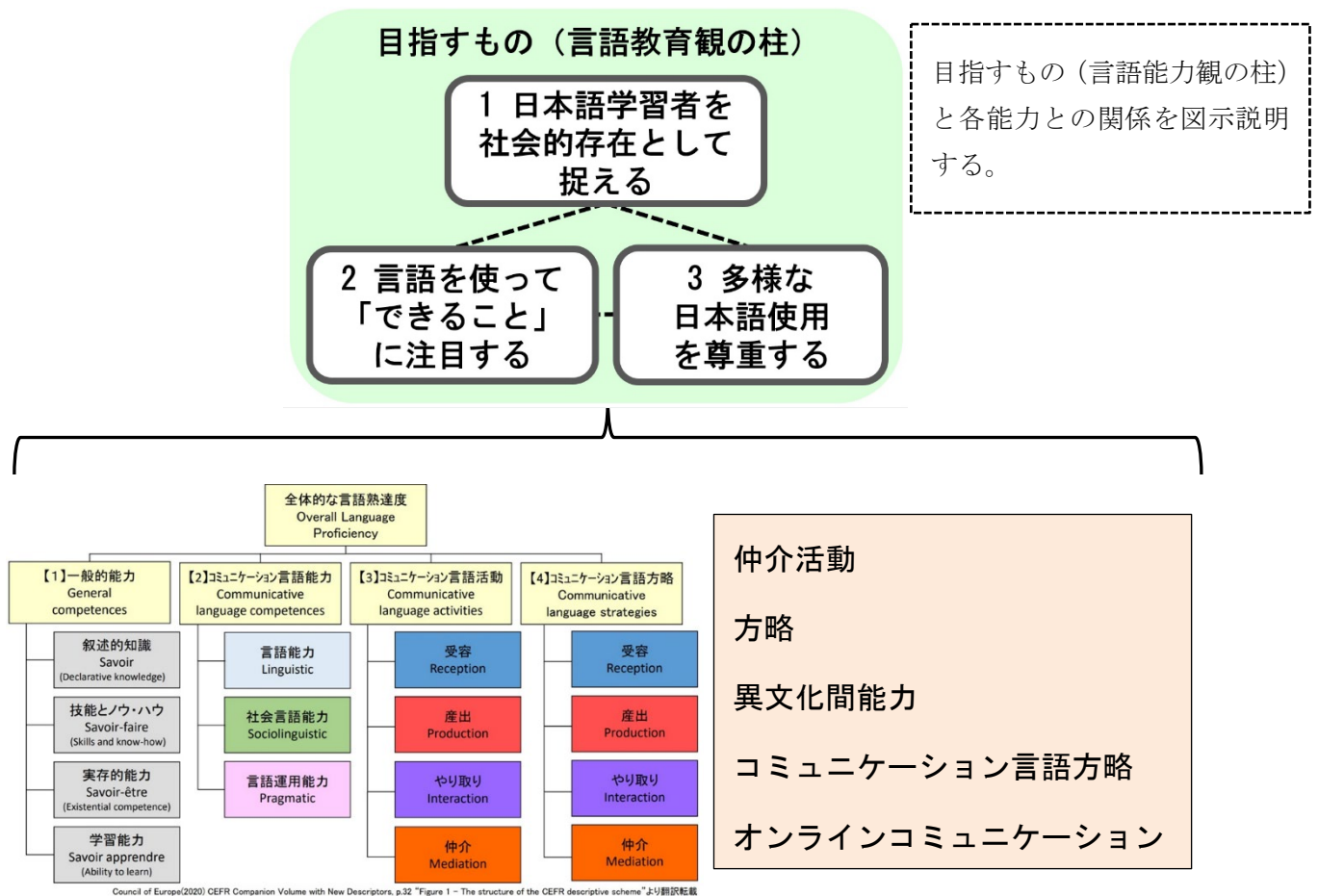
- より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できる
- 共生社会の担い手として
- 地域社会の担い手として

(2) 言語を使って「できること」に注目する

- 仲介によって広がる「できること」について
- 方略を用いることによって広がる「できること」について
- オンラインツールの活用によって広がる「できること」について

(3) 多様な日本語使用を尊重する

- プロファイルに応じた日本語学習



2. 日本語教育におけるプロフィール

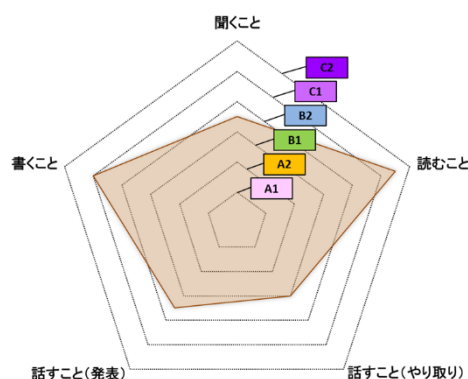
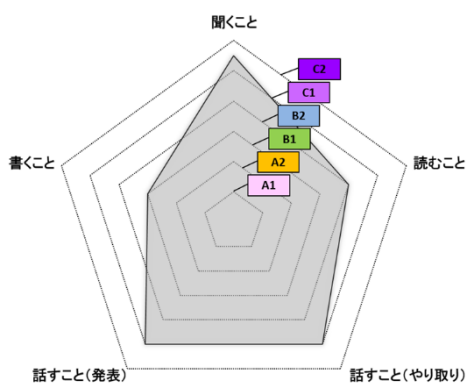
(1) 日本語教育の対象に応じたプロフィールの作成

- 日本語学習者グループのニーズの分析
- 活用できる言語的なリソースの把握（漢字圏、漢語圏）
- コースの目標設定における言語能力記述文（Can do）の活用

(2) 日本語教育におけるプロフィール

- ① 生活
- ② 留学
- ③ 就労

下記二つの能力図のようなチャートをプロフィールごとに新たに作成する。



コラム : English Profile / Profile Deutsch

3. 日本語能力の捉え直し

(1) 異文化間能力

- 異文化間能力とは
- 言語と文化への多元的アプローチのための参照枠 (CARAP/FREPA)」
- 異文化間能力のカテゴリー
 - ① 複文化レパートリーの構築
 - ② 複言語的な理解
 - ③ 複言語レパートリーの構築
- 日本語教育における実践事例

(2) 仲介活動・仲介方略

- 仲介活動とは
- 仲介活動のカテゴリー
 - ① テクストの仲介
 - ② 概念 (コンセプト) の仲介
 - ③ コミュニケーションの仲介
- 日本語教育における実践事例

- 仲介方略とは
- 仲介方略のカテゴリー
 - ① 新たな概念を説明するための方略
 - ② テクストを簡素化するための方略
- 日本語教育における実践事例

(3) コミュニケーション言語方略

- 言語能力の一部として方略を捉える
- 日本語教育における実践事例
- 実際のコミュニケーションにおける方略の活用
- 日本語教育における実践事例

(4) オンラインにおけるコミュニケーション

- 言語活動を統合した能力（マルチモーダルなコンピテンス）について
- オンラインツール、機械翻訳、生成 AI の活用
- 日本語教育における実践事例

Ⅲ 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育人材の養成・研修について

1. 日本語教育人材の養成・研修の現状と課題

(1) 現状

- 日本語教育人材の養成と研修の状況
- 日本語教育人材に求められる資質・能力

(2) 課題

- 「日本語教育の参照枠（報告）」を踏まえた教育実践・評価及びカリキュラム編成ができる教師の育成
- 研修体制の整備

(3) 「日本語教育の参照枠（報告）」を踏まえた研修の設計と実施

- 研修リソース（研修キット、オンデマンド動画等）の開発
- 研修担当者（教師教育者）の育成

2. 今後の日本語教育人材に求められる資質・能力

- (1) プロファイルごとにカリキュラムを編成する能力
- (2) コーディネーション能力
⇒異文化間能力、仲介能力、方略能力
- (3) ICT ツールを使いこなす能力
⇒オンラインツールの活用

IV 参考資料

1. 厚生労働省「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」（再録）
2. ビジネス日本語フレームワーク（BJFW）
3. 国際交流基金「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」
4. 「言語と文化への多面的アプローチのための参照枠（CARAP/FREPA）」日本語翻訳資料

【参考文献】

日本語教育に係る法律、基本方針等

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/92327601_02.pdf

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和 4 年決定、令和 5 年一部変更）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00033.html

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html

文化審議会国語分科会の報告書等

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成 31 年 3 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555_03.pdf

「日本語教育の参照枠」（報告）（令和 3 年 10 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き（令和 4 年 1 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001_01.pdf

「地域における日本語教育の在り方について」（報告）（令和 4 年 11 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

「地域における日本語教育の在り方について」（報告）別冊「日本語教育の参照枠」に
基づく「生活 Can do」一覧（令和 4 年 11 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

欧州評議会の報告書等

Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for Languages:
Learning, Teaching, Assessment.

<https://rm.coe.int/16802fc1bf>

（吉島茂・大橋理枝 訳・編（2014）「外国語の教育Ⅱ 外国語の学習，教授，評価のための
ヨーロッパ共通参照枠（追補版）」朝日出版社）

<https://www.goethe.de/ins/jp/ja/spr/unt/kum/ger.html>

Conseil de l'Europe (2012) Un Cadre de Référence pour les Approches Plurielles des Langues et des Cultures Compétences et ressources (CARAP)

<https://www.ecml.at/Portals/1/documents/ECMI-resources/CARAP-FR.pdf>

Council of Europe (2012) A Framework of Reference for Pluralistic Approaches to Language and Cultures Competences and resources (FREPA)

<https://www.ecml.at/Portals/1/documents/ECMI-resources/CARAP-EN.pdf>

Council of Europe (2016) Competences for democratic culture: living together as equals in culturally diverse democratic societies

<https://rm.coe.int/16806ccc07>

Council of Europe (2018) Reference framework of competences for democratic Culture

[Reference Framework of Competences for Democratic Culture - Democratic Schools for All \(coe.int\)](https://rm.coe.int/reference-framework-of-competences-for-democratic-culture-democratic-schools-for-all)

Council of Europe (2020) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Companion volume.

<https://rm.coe.int/common-european-framework-of-reference-for-languages-learning-teaching/16809ea0d4>

Council of Europe (2021) Literacy and Second Language Learning for the Linguistic Integration of Adult Migrants (LASLLIAM)

<https://www.coe.int/en/web/lang-migrants/laslliam>